# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四国中央市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

四国中央市長

#### 公表日

令和3年9月1日

#### I 関連情報

連絡先

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	固定資産税に関する事務						
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づく以下の事務  1. 固定資産税の賦課及び減免に関する事務  2. 固定資産税の徴収及び滞納に関する事務  3. 各種証明発行事務						
③システムの名称	1. 固定資産税システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 収納消込システム 5. 滞納管理システム 6. 土地評価システム 7. 家屋評価システム						
2. 特定個人情報ファイル:	名 名						
固定資産税情報ファイル							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条						
4. 情報提供ネットワークシ							
①実施の有無	<選択肢>						
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第20条						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	財務部 税務課						
②所属長の役職名	課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	四国中央市総務部総務調整課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6002						
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						

四国中央市財務部税務課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6010

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			13年1月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[    基礎	項目評	価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱	いの委託		[ 〇 ]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託	や情報提供ネットワーク	システム				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステム	との接続		[ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[	〕自己点検	[ 0 ]	] 内部監査 [ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・唇	<b>外</b>						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

## 変更箇所

変更日	項目変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	I -5-②所属	税務課長 鈴木 一好	課長	事後	
令和1年6月14日	I -7特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	四国中央市総務部総務課	四国中央市総務部総務調整課	事後	
令和1年6月14日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
	Ⅱ-2いつの時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月14日	IV-1提出する特定個人情報 保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	
	Ⅳ-2特定個人情報の入手	-	十分である	事後	
	Ⅳ-3特定個人情報の使用	-	十分である	事後	
	IV-5特定個人情報の提供・ 移転	_	十分である	事後	
节和1年0月14日	ステムとの接続(人手)	_	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV-7特定個人情報の保管・ 消去	-	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV-9従業者に対する教育・ 啓発	-	十分に行っている	事後	
令和2年4月30日	I -5-①部署	政策部 税務課	財務部 税務課	事後	
令和2年4月30日	I -8連絡先	四国中央市政策部税務課 愛媛県四国中央市 三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6009	四国中央市財務部税務課 愛媛県四国中央市 三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6009	事後	
令和2年4月30日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	Ⅳ-8監査	-	〇外部監査	事後	
令和3年9月1日	I -4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅳ-8監査	外部監査	内部監査	事後	